第34回長野県景観審議会議事録

平成16年(2004年)11月30日(火) 午後1時30分から3時50分まで 長野ホテル犀北館(長野市)南館2階サロン

- 1 日時 平成16年(2004年)11月30日(火)午後1時30分から
- 2 場所 長野ホテル犀北館南館 2 階サロン
- 3 出席者
- (1) 審議会委員(敬称略)

市川美季 情報誌「Nao」「KURA」編集長

出澤潔 一級建築士、県建築士会総務委員長、元(社)日本建築家協会長野クラブ会長 上原修 県広告美術塗装業協同組合連合会副会長 (有)和光堂代表取締役

勝山敏雄 一級建築士 長野県総合計画審議会委員

唐沢彦三 長野県町村会長 小布施町長

木下徳康 写真家 日本写真家協会会員

久米えみ 一級建築士 県建築士会女性委員会委員長

倉橋英太郎 一級建築士 白骨温泉まちづくり委員会事務局

小坂保司 県広告美術塗装業協同組合連合会会長 ㈱電弘代表取締役会長

小松郁俊 諏訪市まちづくり推進会議幹事長 小松内科クリニック院長

関邦則 一級建築士 善光寺街づくり会議アドバイザー

滝澤かね子 環境デザイナー インテリアコーディネーター

樋口忠彦 京都大学大学院教授(工学研究科都市環境工学専攻)

藤居良夫 信州大学工学部助教授(社会開発工学科建設システム工学)

(2) 長野県

三木一徳 住宅部長、小林良文 企画局企画課長、植松作雄 住宅部建築管理課長 甲田真幸 住宅部建築管理課企画幹、中澤宏 住宅部建築管理課企画幹兼景観係長 他

4 資料

- (1) 景観法の概要及び景観条例の見直しについて
 - ・ 景観法のあらまし(パンフレット)
 - ・ 景観法と長野県景観条例の比較
 - ・ 信州の美しく豊かな風景を育成する条例案と景観法との比較
 - ・ 景観条例の見直しについて (答申)(H15.6.18)の概要
- (2) 景観計画と景観法委任条例の関係
- (3) 景観育成・土地利用に関するアンケート調査について
- (4) 長野県の景観施策について(平成16年度景観施策体系)
- (5) 長野県の景観の現況について
 - ・ 主要な地勢により捉えた景域の例
 - ・ 主要な地勢により捉えた景域別の景観特性(例)
 - ・ 景観区別に見た景観形成イメージ

- ・ 景観形成重点地域の現状
- ・ 既存の法制度の概要
- ・ 県内の景観保全・まちづくりの取り組み事例
- ・ 市町村の主な開発規制、環境・景観保全関係条例の概要
- · 国・県指定等文化財件数一覧
- ・ 長野県の文化財件数(市町村を含む)
- ・ 信州の[民家・街並]百選 信州の[原風景]百選
- ・ 信州のサンセットポイント100選
- (6)屋外広告物法の一部改正に伴う対応について

(参考資料)

- (1) 景観法・景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- (2) 長野県景観条例・施行規則
- (3) 長野県景観形成基本計画
- (4) 屋外広告物法・屋外広告物条例・施行規則

以下議事要旨

1 開会(司会 甲田企画幹)

それでは、大変お待たせいたしました。ただ今から長野県景観審議会を開会いたします。 本日進行を務めさせて頂きます建築管理課企画幹の甲田でございます。よろしくお願いい たします。はじめに三木住宅部長からあいさつを申し上げます。

2 あいさつ(三木住宅部長)

本日は、景観審議会を開催したところ、委員の皆様におかれましてはご多用中、ご出席 をいただきありがとうございます。

また、今回は、任期の満了に伴います改選後の初めての審議会でございまして、委員の 皆様方には先に委嘱状をお送りさせていただいてありますとおり、今後2年間、県の景観 行政に関しましてご指導、ご審議をよろしくお願いいたします。

景観形成の推進につきましては、ご案内のとおり景観についての初めての総合的な法律であります景観法が6月18日に公布され、来月中旬にも施行されることとなっております。県では、これを受けて県下10カ所において市町村、県現地機関を対象に説明会を行ってまいりました。

一方、景観条例の見直しにつきまして、一昨年来景観審議会におきまして、ご審議いた

だいてきており、昨年答申をいただいてございます。県では、これを受け、「信州の美しく 豊かな風景を育成する条例案」を今年の2月議会に提案したところでございますが、2月 県議会では継続審査となり、6月景観法の成立を受け、取下げをいたしました。

今後は景観法に基づく景観計画、委任条例の検討を行ってまいりたいと考えておりますが、審議会答申を反映させていただいた風景を育成する条例案で検討してきました要素も 景観施策中に生かしてまいりたいと考えております。

本日は景観法の概要や県の景観施策、長野県の景観の現況等を説明申し上げ、今後の景観計画の策定あるいは景観法委任条例の制定に当たってのご意見、ご提言をいただきますようお願いいたしましてあいさつとさせていただきます。

(司会 甲田企画幹)

それでは、会議に入ります前に事務局職員から自己紹介をさせていただきます。

(植松建築管理課長)

建築管理課長の植松作雄と申します。どうぞよろしくお願いします。

(小林企画課長)

企画課長の小林良文と申します。どうぞよろしくお願いします。

(井澤住宅課長)

住宅課長の井澤一夫と申します。どうぞよろしくお願いします。

(塚田施設課長)

施設課長の塚田和雄と申します。どうぞよろしくお願いします。

(中澤企画幹兼景観係長)

建築管理課企画幹兼景観係長の中澤宏と申します。どうぞよろしくお願いします。

(司会 甲田企画幹)

建築管理課企画幹の甲田真幸と申します。どうぞよろしくお願いします。

続きまして初めての審議会でございますので、委員の皆様の紹介を行いたいと思います。 恐縮でございますが、市川委員さんから順番に自己紹介の形でよろしくお願いいたします。 (市川委員)

こんにちは。カントリープレスという出版社で、情報誌の Nao、それから KURA という地域の雑誌を出版しております。そして編集長をしておりますけれども、そういう情報発信の中から街というものを見つめて、まちづくりにも何か貢献できたらいいなと思いながら日々仕事をしております。よろしくお願いします。

(出澤委員)

佐久市で出澤建築設計事務所という設計事務所をやっております出澤でございます。昨年に引き続きまして、お役に立てるのかなということでまたよろしくお願いします。この景観審議会委員名簿の中で、訂正させていただいた方がいいと思いますが、「前」とございますが、「元」でございますのでよろしくお願いします。

(上原委員)

上原修と申します。長野県広告美術塗装業協同組合のただ今県連の景観特別対策委員長を務めています。今回が3期目になりますかね。また、皆さんのご指導をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(勝山委員)

勝山敏雄と申します。今回初めて景観審議会の委員をさせていただきました。大学を卒業してからずっと東京の設計事務所で全国各地のまちづくりであるとか、景観の話であるとかそういった策定をやって来まして、生まれが長野で、3年くらい前に長野に帰って来まして長野で JIA の方とか建築士会の方といろいろまちづくりについていろいろやらせていただいております。僕は長野が大好きなんで、これからも貢献できたらなと思っております。よろしくお願いします。

(唐沢委員)

唐沢でございます。県の町村会と小布施町長の唐沢でございます。どうぞよろしくお願いします。

(木下委員)

写真家の木下徳康です。飯田に住んでおります。今日も飯田の方からこちらに来ますと、 飯田の方は晴れておりましたが、こっちに来るに従って雪もちらついてましたし、雪も覆 っている所もありました。多岐にわたる長野県で景観も優れた状態に保てれば素晴らしい ことだと思います。何か力になりたいと思っております。よろしくお願いします。

(倉橋委員)

こんにちは。松本で倉橋英太郎建築設計事務所を主宰しております倉橋英太郎であります。初めて参加させていただきます。よろしくお願いします。建築士会とか建築家協会でまちづくり委員会委員長等でフォーラムをやらせて頂いたり、ずっとやって来まして、現在はフリーになっておりまして、白骨のまちづくり委員会事務局を現在やらせていただいたり、せんだって社団法人国際観光施設協会でおととい日曜日に松本浅間温泉を何とかPRしようということで、フォーラムをやらせていただきました。とにかくやろうと、話し合いだけではだめだと、実行の時ということで、共々実行していきたいと思っています。よるしくお願いします。

(小坂委員)

小坂と申しますが、この景観関係に非常に関係の深い業界でございまして、先ほど上原さんからもお話しありましたように、屋外広告業の団体の代表をしておりますが、この業界は協同組合を九つ作っておりまして、飯田の方から九つあります。全部合わせたのが連合会という形を取っておりまして、全国にもいくつかあるんですけれども、そういう組織になっています。何かと皆様、指導いただいておるわけでございますけれども、よろしくどうかお願い致します。

私、長野で電弘という会社でございますが、つい先頃代表取締役でございますけれども、

会長になりまして、名簿に社長と載っておりますけれども、ご訂正をいただけたらと思います。実はそういうわけでございまして、どうかよろしくお願いいたします。

(小松委員)

皆さんこんにちは。諏訪から来ました小松郁俊と申します。本職は医者なんですが、地域でもって住民協定を作って10年近く様々な活動をしております。一番、今活動をしておりますのは、ここに書いてあります、諏訪まちづくり協議会の長をやっているわけなんですが、これは健康から福祉、そして文化と様々なまちづくり、地域づくりというもので諏訪市を活性化させようと熱心に取り組んでおります。

諏訪湖近くにマンションができちゃったり、様々な意見がありまして、諏訪市で景観条例を作ろうという策定委員長をしたんですが、様々な関係で挫折するということでなかなか地域の景観を守っていくのは大変だなと思っておりますので、何か力になれたらと思っています。よろしくお願い致します。

(関委員)

関邦則でございます。長野市内で関建築とまち研究所という設計事務所をやっています。ここにありますように、善光寺の門前のまちづくりを10年以上にわたりましてボランティアでお手伝いさせていただいて来ました。やっぱりまちづくり、時間がかかりますので、急激にいろんなものが変っていくわけではありませんけれども、街の人たちと同じ目線で一緒に考えていきたいということで、あまり仕事にはなりませんが、ボランティアでお付き合いしています。

今日の資料の中にありますけれども、全国の街並みですとか、長野県内の街並みですとか、写真を撮り集めてスライドにして目下楽しんでいる最中ですが、いつになったら完成するか分りませんが、そんなことに興味を持ってやっています。また有益な意見が言えるといいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

(滝澤委員)

滝澤です。上田の方でずっとおったんですが、仕事の関係等ございまして、現在岐阜県の高山市の方でメインに仕事をさせていただいております。まちづくりの関係、皆さんおっしゃっていたんで、一言言わせていただければ、上田で建築士会も入らせて頂いて、自分でもいろいろやっておったんですけれども、現在メインに高山の方へ行って住んでみて初めて分るというか、景観というのは地域コミュニケーションのかたまりなんだということを身にしみて日々過ごさせていただいています。

(樋口委員)

樋口でございます。京都大学で景観の研究をやっています。何かお役に立てればと思います。よろしくお願いします。

(藤居委員)

藤居と申します。信州大学工学部におります。私は長野県の方へまいりまして丸5年が 過ぎました。もともと農村計画をやっておりましたんですが、こちらへまいりまして都市 計画の方もやらせていただいております。以前おりました県の方でも同様の審議会をやらせていただいておりました。よろしくお願いします。

(久米委員)

久米えみと申します。よろしくお願いします。長野県建築士会の女性委員長をさせていただいております。あと、去年まで長野市の方の中心市街地策定の委員を3年ほどやらせていただいていたんですが、今年の7月に建築士の連合会の方の女性委員の全国大会の時に景観緑三法の説明会を国土交通省の方から全体会議の中でしていただきまして、東京都の方では建築士会の女性委員が中心になって街並みマップづくりというのをしていまして、歴史的建造物を含めたマップを作成しながら、都内のいろいろな機関においていただいて、街をいろんな角度から楽しもうと建築士会の女性委員会でも動きがあったものですから、長野県でも景観や街並みを楽しむようなことができていったらいいなと思っております。よろしくお願いします。

(司会 甲田企画幹)

どうもありがとうございました。本日林委員さんは欠席でございます。それではこれかた会議に入ります。本日の会議は委員15名のところ14名の方がご出席されております。 長野県景観条例第24条第2項の規定により会議が成立しております。

3 会議事項

(1) 会長の選出について

(司会 甲田企画幹)

それでは、議事(1)の会長の選出に入ります。会長は長野県景観条例第23条の規定により、委員の互選によって選出いただくことになっておりますが、いかがいたしたらよいでしょうか。

小坂委員さん。

(小坂委員)

大変僭越でありますが、失礼させていただきましてご提案申し上げたいと思います。本景観審議会の委員として、また会長として長いご経験をお持ちで、しかも高い見識をお持ちの唐沢小布施町長さんに引き続いてお引き受けいただければありがたいと思うわけでございますけれども、大変失礼でございますけれども、よろしくどうかお願いいたします。

(司会 甲田企画幹)

ただ今小坂委員さんから、唐沢委員さんに会長をとの発言がありましたが皆様いかがで しょうか。

(拍手あり)

ありがとうございました。それでは、これからの審議会の進行は、景観条例第24条第 1項の規定により、会長さんにお願いすることとされています。唐沢会長さんによろしく お願いいたします。議長席の方にお願いいたします。

(唐沢会長)

ただ今会長に推薦いただきました唐沢でございます。前回から引き続き会長という大役を仰せつかるわけでございますが、今それぞれの先生方からお話しございましたように、長野県の景観というものを考えていくことが非常に大変なことだと思います。特に前回もですね、長野県景観条例を見直すということで、大変な皆さんにご努力をいただいたわけでございますが、景観法の関係あるいは諸々の関係から一旦これを引っ込めたという形に、なっております。今日そういうようなことでまた改めてこれからの景観条例をですね、検討しながらまた新しい景観条例の策定に入らなければいけないと、私は考えているわけでございます。

非常に私も経験不足であり、浅学非才でございますがご推薦いただきましたので、会長を務めさせていただきますのでご協力をお願いして、一言ごあいさつ申し上げます。どうぞよろしくお願いします。

それでは最初に、議事録署名委員さんをご指名いたします。市川委員さん、出澤委員さんお願いしたいと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

(2)景観計画の策定及び景観法委任条例の制定について

それでは会議事項(2)の景観計画の策定及び景観法委任条例の制定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(中澤企画幹兼景観係長)

資料「景観法の概要及び景観条例の見直しについて」等説明

(唐沢会長)

はいありがとうございました。それではただ今の説明について、まず質問はありますか。 特にありませんか。

ここで10分間休憩を取りたいと思います。休憩の後ご意見をいただきます。

休憩、再開

(唐沢会長)

これでですね、今説明にありました通り、景観の計画それからもう一つは委任条例ですね、これの内容等についても若干ご説明がありましたが、前回の委員会で基本的には答申があったということで、それらを踏まえて委任条例の制定をしていくということになるわけでございますけれども、これらについて、お考えを皆さんからお聞きしたいということで、ご発言をお願いいたします。それでは、私からお願いして口火を切ってもらいたいと思います。樋口先生一言お願いします。

(樋口委員)

まず質問ですが、景観法の委任条例というのはどういうものなのか教えていただきたい。 (中澤企画幹兼景観係長)

委任条例につきましては、法律の中で景観行政団体が条例を定めるときには、こういうことを定めることができる、とあります。それを今回掲げたものがそういう一例でありまして、法が条例に委任、委ねている、それをまとめたものがここにあるわけです。どちらかといいますと、委任条例は網掛けの部分で、それ以外のものは委任条例ですが自主的な要素ということになります。委任条例は法が条例でこうすることができる、というものを条例の中に入れていく、というものです。

(樋口委員)

基本的なスタンスは、県の条例を作りたいということでしょうか。景観法に則って景観計画を立てていくということではなくて、県の条例を。別に景観法がかかると、景観条例は作らなくてもいいと、景観法に基づいてやっていけばいいということになっていますよね。

(中澤企画幹兼景観係長)

おっしゃるとおりです。

(樋口委員)

それにもかかわらす、条例を作りたいというのが基本的なスタンスなのか。そこのところをお聞きしたい。

(中澤企画幹兼景観係長)

景観行政団体が景観計画を作って、必ずしも条例を作らなくても運用は可能なわけです。 ただ、県の景観条例も12年余り経ちましたので、ここで作ることができるということが 用意されていますので、景観条例を見直しをしていく、それを景観法の委任条例という形 で見直しをしていきたいという考えです。

(樋口委員)

はい、分かりました。

(唐沢会長)

他にどうぞ、ありましたら。

私からですが、法律の中でいろいろな運用はできると思いますが、法律の中のものを引っ張って来て条例を作ると、そのときに長野県らしい、要するに美しい風景の保全を取り入れたものを作っていくと。それを一言で委任条例と言っているんですね。でそういうことと合わせて、景観法にある景観計画を策定していくということで、ご意見を拝聴したいという考えなんですね。他にございますが。関委員さんどうぞ。

(関委員)

手続き的なことはよく分かりませんが、独自の条例でなくて、法の当該部分を表現した のがこういう形であるということですね。私なんかが気になっていますのは、景観計画と いうものはどういうふうにできていくのかなという辺りにあります。いわゆる土木系のコンサルタント、そういう方が携わる機会が多いんだという話を聞いているんですが、私達の方からするともう少し建築的なレベルというか、視野のある人たち、そういった論点から意見を言っていきたいなあと、計画を策定する場面に立ち会いたいとか、そういうものがあるともう少し現実っぽい話になっていくなあという気がしております。以上です。

(唐沢会長)

他にございますか。先ほどいくつかたくさん資料を説明いただいたので、なおさら分からなくなっちゃったんではないかと思うんですが。文化景観の問題から風景の問題からあらゆるものを取り込んでいけばいいんじゃないかというような考え方もあるし、長野県が今まで進めてきた景観協定だとか、地域ごとの景観をやってきたんですけれども、そういうことも取り込んでいったらどうかとか、すべて全部説明しちゃったんですけどね。ですから、端的なことでも結構ですから。ご意見をお願いします。

(市川委員)

今、これを見て資料たくさんあったんですけれども、そもそもこういうものが必要なのかということ自体が理解できないでいます。国の法律に基づいて、また長野県の条例で独自に施策をしていくということも必要なのかどうなのか。分からないでいるところです。

(唐沢会長)

出澤委員さん。

(出澤委員)

景観法について十分な勉強をしてない中で、的外れになるかも知れませんけれども。先ほどのご説明の中に、基本的に、ということであったか聞き取れなかったんですけれども、 昨年度の答申について、重要視していきたいというお話があって、お聞きしたんですがそれでよろしかったでしょうか。

(中澤企画幹兼景観係長)

おっしゃる通りでございます。

(出澤委員)

私も昨年度の答申はやはり相当の議論の中でまとまって来たものだと考えていまして、 昨年度風景育成条例についても一つのベースにしていただければいいかなと思っています。

区域の問題について、だいぶこれからどうするかというお話しがあったと思うんですが、 やはり景観というものは、この前の答申のところにも触れていたと思うんですけれども、 やはり景観というものは地域の人たちのものだという考え方で、そんな原則に立つとする ならば、区域についてもですね、地域の人の発意といいますか、その辺を重要に受け止め るシステムを組まなければいけないのかな、と思っていまして、景観というものが何か上 から与えられた仕組みであるという受け止め方をある地域の人たちがしている限りはやは りきちっとした景観はなかなか難しいのかなと。口でいうほど簡単ではなくて一番難しい ことだと思いますけれども、私はそんなふうに思います。 それにはやはり、答申の中でもあるんですれれども、景観意識の醸成という問題、これが大切なことでその醸成のために県の役割りというんでしょうか、そういうものが一番大事なのかなと思っておりまして、基本的には地域はどうするか、重点地域ということである程度こう、さきほどいろんな資料がありましたけれども、長野県の特性を生かした景観ということでどちらかというと風景の景観ということなんですが、もう少しここで、内容を精査していくとするならばもう少し生活の中の景観というものを、さきほど関委員さんからもお話しありましたけれども、私たちが生活する中の景観というものを、今まではどちらかというと風景の景観というものにちょっと重点があったのかなと私なりには感じているんですが、自分達が生活する景観をどう作り上げていくか、それにはやはり住民意識をどう作り上げていくか、大変難しい問題を含んでいるかと思いますが、そんな方向で検討していっていただければいいとこんなふうに思います。

(唐沢会長)

はい、ありがとうございました。それでは上原委員さん。

(上原委員)

景観につきまして12年ですか、経ちましたね。その中でだんだん練りに練ったものが現在あるんだと思っております。特に私ども業界はですね、当初は景観を阻害するのは屋外広告であるということで、大分私たちもそ上に上ったわけですが、さきほど私申しましたように私たち業界は長野県内9つのブロック、支部に分かれておりましてその中から特に私どもは景観特別対策委員会というものがございまして、各支部から1,2名の委員が出て参りましてこの問題につきまして議論をしております。だいぶ最近は、屋外広告というよりは、先ほど出澤さんの方からお話しがありましたけれども、生活に密着している、目の前のですね細かいことの方が今大きく取り上げられている、そんなふうに思います。

例えば電線の地中化だとかね、その辺にゴミが散らかっているとか、小さいことですが 今景観を阻害しているというのは、そちらの方へ移行していると私は思っております。こ れからこの委員会で出た問題点を私共、いろいろ組合へ帰りまして、大いに議論してそし てより良い長野県のすばらしい景観が皆さんと一緒にできればいいなと、そんなふうに思 っています。

(唐沢会長)

それでは勝山委員さん。

(勝山委員)

今、関さんとか出澤さんの中でいろいろ話が出てきた景観計画をどうやっていくか、ということがかなり重要な問題だと思っていまして、条例を定める前に計画の中身をある程度決めないと、委任条例の細かい部分は決められてこないと思うんですけれども、地域とか場所とか風景とか人々が住んでいる場所とかいろんなエリアに対して、様々な景観があって、人々の生活もあるし、その中で住民の意識の高揚をしていかなければならない部分もあるし、ある程度エリアの中で、じゃその建物がどうのこうのとか、色彩がどうのこう

のとか、いろんなそういう具体的な部分が出る前に、その地域の中に入って、住民合意を どうやって得ていくかなというのが重要な部分だと思います。

それからそういうのが全然関係なく風景にしても、例えば水田がずっと広がってその向こうにきれいな風景が見えるって言ったら、水田を守らなきゃいけない部分があって、ここでは、水田を耕す人達の生活があるわけですから、単純に見え隠れだけでは解決できない部分も非常にあるんで、その辺をどうやって策定、景観計画という形で策定していくのがいいのか、いまいち見えてない部分があるんで、その辺が重要な部分になって来るんだろうと思います。

(唐沢会長)

はいありがとうごいざいました。次木下さんお願いします。

(木下委員)

自分の中でもいろいろ、どこまで自分が認識しているのかも把握するのが大変なくらい、 難しい話なんですけれども、さっき樋口委員さんがご質問された、景観法があって、条例 に任せられるものは条例に移行して、そこのところを長野県では条例を策定していくとい う認識でいいんでしょうか。

(中澤企画幹兼景観係長)

すいません、その辺のところがちょっと言葉足らずで申し訳ありません。もう一度ご説明いたしますと、私共最近景観法委任条例と言っちゃっているので、条例は委任のことだけかなとお取りになっている場合があるかと思いますが、この間の風景育成条例を一つの自主条例の例としましたら、今回は景観法の枠組みを使った委任条例なんです。委任条例ということで言っているんですが、ただこれには、これを法の委任条例だけではなくて、私共前からあった景観条例の中で、これはしっかり役割りを果たして来たなというものは、また引き継いでいく要素がありますし、それから、さきほどお話しがありましたが、景観審議会からご答申いただいたそういう中で、今後の方向性を示唆していただいているようなものも一緒に取り込んでいく、三位一体じゃないんですが、そういう三つを合わせこんで作っていけたらなあと考えています。

(木下委員)

分かりました。景観法があって、長野県の条例もあってかつ市町村でもそれぞれ持っているというものがあると。で感覚的になんですけれども、県の果たす役割っていうのは、変な話なんですけれども、軽いほうがいいなという気がします。先ほど各先生方がおっしゃられたように、私も、地元の人たち、生活の中にあるということが非常に大事なことなんで、その中で景観をその地区の人たちが考えていくと、そういったときにその地区の中でもかなり温度差が出てくるのが普通だと思うんですね。そんなときに進めたい人たちが他の人たちにインフォメーションするときに、これは県の方で認められた仕事になるんだと、いうとやりやすいと思うんですね。条例を作って規制をかけるにしても、それが地区で決めたわけではなくて、県もそれをオーケーしているという、そういう認定制度という

か、そのことを重視していって特にここはこうしなければいけないとか、県自体があまり 権力をふるわないような状況がいいんじゃないかなと、漠然としているんですが。

(中澤企画幹兼景観係長)

よろしいですか。

(唐沢会長)

はいどうぞ。

(中澤企画幹兼景観係長)

ちょっとご参考までに、各県でですねどのような対応を考えているかということで、ご参考に申し上げたいと思うんですが、今、木下委員さんがおっしゃったことに関わると思うんですが、県によっては3分の1くらいが景観法を使って景観計画、景観条例を作っていこうと考えているというようなアンケート結果が出ています。それからもう3分の1くらいはこれはもう市町村にやっていただこうと、そういう意味合いで市町村を支援していくような、そういう計画というふうに考えて、県としてはあまり表に出ていくのはよそうという都道府県もあります。それからもう3分の1はどっちに動いていったらよいか今検討中であると、いった結果が出ています。

私共はそういうなかで景観法委任条例というのは、作るから県としてすべて網を掛けようというんじゃなく、どちらかというと委員さんおっしゃったような、今景観条例もそうなんですけれども、長野県全体は一つのルールというか基本的な、基準の低い部分といったらいいのかどうかなんですけれども、そうやってあと重点地域はもう少し厚くかけて、市町村でどんどん景観行政団体になっていっていただいて、それぞれ独自性を出していってもらったらどうかなと、その意味でのある意味では過渡的かも知れませんし、そのような役割りを果たすのも今のありようなのかなとも考えているところであります。

(唐沢会長)

どうですかね。

(木下委員)

自分は、市町村に任せていったほうがいいと思うんですけれども、長野県としてじゃ景観にかかわらない方がいいかというとは全然思わなくて、長野県の風景というのは日本的にも世界的にも秀でたものがありますから、それを維持していくために、この生活を楽しむために県下でも景観条例を作って、私たちは取組んでいるんだという姿勢を出していくことは非常に大事だと思うんで、消極的かというと全然そういうことではなくて、やっていけたらと思います。

(唐沢会長)

はい、ありがとうございました。それでは久米さんどうぞ。

(久米委員)

何度聞いても良く分からなくて。説明を聞いていたんですけれども、木下委員さんの質問に回答が今説明があったんですが、もう一度確認をしたいんですけれども、風景を育成

する条例とこの景観条例のこの資料1と2と3を両方見せていただいたんですが、現在長野県は景観条例と風景育成と両方あるんですか、現在。

(中澤企画幹兼景観係長)

風景育成条例につきましては、2月に提出して継続審査になって6月に取下げておりますので、これはその時の言わば考え方だというふうにご理解いただきたいと思います。今は平成4年にできた景観条例がそのまま生きております。

(久米委員)

資料の1の2の方が生きているということですね。私も去年委員を務めさせていただいたので、風景育成の審議もやらせていただいたので、これも考えたことだからこれも両方合わせて計画を作るというお話しなんですね。

(中澤企画幹兼景観係長)

その中に考え方というものを生かせていけらたどうかなということで、考えているところです。

(久米委員)

分かりました。この景観法の景観行政団体による景観計画の策定というところで、景観 行政団体というのは各市町村というふうに読み取っていいんでしょうか。

(中澤企画幹兼景観係長)

これにつきましては、このパンフレットの中ほどでご説明申し上げたんですが、景観行政団体になるには、というところが、パンフレットのこの右にあります。法で言っておりますのは、政令指定都市、中核市、長野市は中核市です。それが自動的に景観行政団体になると。その他の市町村は、都道府県と協議、同意によって景観行政団体になることができますということで、例えば松本市は景観行政団体としてやりたいということであれば、県に協議をしてこちらが同意をすれば景観行政団体になることができると、こういうことです。どういう場合に同意するかというとこれなかなかはっきり、やはり県としても景観計画の考え方がないと何でもオーケーとは言えないとは思うんですけれども、ただ国の見解ではよほどのことがなければ、原則的には同意をするものだという考え方をとっているんですが。

ですので、今の段階では自動的になれるのは長野市だけ。あとは協議をしてそれぞれが 景観行政団体としてやっていかれる方針が出た場合には、景観行政団体になっていってい ただくことができるということでございます。

(久米委員)

分かりました。そうなると、今なれるのは長野市、中核市の長野市だけということであれば、この景観行政団体は長野県ていう形になるんですか。今計画をできるのは唯一。

(中澤企画幹兼景観係長)

そうですね。長野市以外は法が施行される段階では長野県だけです。ただ、それから協議があれば、いくつかの長野県内の市や町でも景観行政団体としてやっていかれたいとい

う意向は示されていますので、順次そういうところを含めていくことになると思います。 (久米委員)

計画できるところが、景観区域の設定もできるということになるんですね。エリアの設定は。

(中澤企画幹兼景観係長)

県としては、ある部分が抜けてしまうと一体的な景観が保てないという点もありますので、例えば、例が適切かどうか分かりませんが、長野県の景観形成重点地域に浅間山麓が指定されていますが、軽井沢町が独自にやっていきますということであった場合に、県としてそういう重点地域がそのまま持って行った場合、軽井沢はそこを全体像を見ながら、軽井沢だけはもうちょっと深めていくとか、そういうことになって行くんかなと思います。県はもう少し広がりを持って見ていく、なっていく景観行政団体例えば軽井沢ですが、軽井沢も自分の所だけでなくて周りも見ながら計画を作っていただくということになるんじゃないかと思います。

(久米委員)

分かりました。そうなると県で計画する区域のエリア設定というのは、ものすごく重要になるというふうに考えていいんですね。このパンフレットを見ると、規制緩和もこのエリアの中で、たくさんの法律の規制緩和も受けられるようになって来るんで、このへんも具体的に動き出さないと何が変ってくるのかなと、今、漠然としか分からないんですけれども、エリアの設定がかなり重要なんだなということが分かりました。

(中澤企画幹兼景観係長)

本日は、まだ国の運用指針が出ていない中でなかなか委員の皆様にも十分なご説明ができなくて恐縮なんですが、次回はそういう方針、もう少しこの区域というのはどんなようなものなのか、とか、それがもう少しイメージがクリアになって来てご議論いただける前提が増えてきているんかなと思っています。今日のところはまだいろいる情報を得ている中でのお答えをさせていただいているところです。

(久米委員)

分かりました。ありがとうございました。

(唐沢会長)

従いまして、今久米委員さんがお聞きになられたようなことですね、それを景観計画の中でいれておく、あるいは条例の中でそういう地区指定をする、条件設定をするかということも含めて条例と計画を双方策定をしてまいりたい、ということですのでよろしくお願いします。それでは倉橋委員さん。

(倉橋委員)

何とか早く美しい街並みにしようということで、いつも口ずさんでいますので、ちょっと具体的な話になって申し訳ないんですが、今も連日松本市の大名町の旧第一勧銀のみず ほ銀行の渡辺節さんが設計した、大正に建てられた建物が壊されてマンションになってし まう。私、建築的なことからご質問したいんですが、例えばこれは私共景観重要建造物じゃないかと思っておりまして、今までのニュアンスですと条例はまあお願い、松本市の景観条例があったり、県もお願い条例的だったんだと思うんですけれども、今度法によって、私権の制限ができるんだとか、っていうふうに大枠を解釈するんですが、そのときにみずほ銀行を景観重要建造物に指定するのは誰なのか、とか具体的にその辺の答えになるんじゃないかと思うんですが、実際にそれが大名町で壊されてしまいますと、非常にランドマークの建物なんですね。反対運動も松本市で起きているわけですけれども、実際はこの土地を松本市もなかなか買えないと、市長にも陳情してるんですが非常に荷物になっちゃうんでなかなかだめだと。買ったのはどうも情報によりますと大手デベロッパーさんだと、じゃ来年くらいに壊されるんじゃないかと。私共運動はしているんですけれども。具体的な事例で申し訳ないんですが、私権の制限とですね、この景観重要建造物に指定する、まあこれからだと思うんですが、予想でいいんですが、もし樋口先生でも今までの経験と、あれば。

(樋口委員)

私はよく分かりません。文言は事務局が詳しいと思いますので。

(中澤企画幹兼景観係長)

倉橋委員さんお話しになったのは私共情報は耳にしております。

(酒井企画員)

松本市大名町の件で、松本市からお聞きしている状況を若干ご説明申し上げます。松本市の議会の方に昨年の7月くらいですか、保存についての陳情があったということで、その後地元の自治会ですとか、商工会あるいは周辺の銀行の支店で作ります大名町のあり方を考える会というのが作られたと、そこでこの8月くらいまで検討をされてきたんだけれども、実際には、その結論というのはですね、みずほ銀行の方針に従うというような結論が出たということで、その方針が取り壊しだというようことだそうです。その理由としましてはやり、建物を保存して再利用するまでにかなり改修が必要だということと、造りがですね、なかなか事務所には適さないものになっていて改修していく経費と維持していく経費がかなりかさんでしまうということのようです。従って景観上は非常に大事なんですけれども、経済的といいますか、負担がかかるという予測であったということです。

松本市には景観条例があります。そこには景観上の重要建築物というような規定がありまして、長野市の景観条例ですと善光寺大門の藤屋旅館さんですとか数件指定されているんですが、松本市さんは今指定の作業中であるということで今指定になっているところは聞いておりません。

景観ということは大事なんですが様々そういう背景があってなかなか難しいと、松本市 の商工課さんの方から伺っております。

(中澤企画幹兼景観係長)

そういう意味合いでいきますと、景観法を使った景観重要建造物が、これは県と市が景

観計画を作ってからなのでどうしても時間がかかってしまうという点がありますので、それよりももっと早くということであれば、今の松本市のそういう景観条例を生かしてやっていかれるのが早いんじゃないかというふうに思っております。候補としては、これは景観重要建造物はどのようなものを選んでいくかという考え方を決めなければ、すぐに適用できるか分りませんが、単体としては確か昭和十二、三年頃のもので建築家の皆さんの残したい建築物に上がっていたということで承知はしているんですが。

(樋口委員)

ちょっと今ので、確認します。参考資料1というのがあるんですが、参考資料1を見ていただきますと、それの44ページになりますね。右上のところ44と書いてあるもの。この第3節のところに景観重要建造物等と書いてありまして、第19条のところで景観重要建造物の指定をすることができると書いてありますね。第19条の第1項の最後の3行目くらいに、国土交通省令で定める基準に該当するものを景観重要建造物の指定をすることができると書いてあります。まだ省令ができてないですね。今そういう状況ですので、おっしゃったように現状の中で動ける動き方で、最も有効な動き方をされるのがいいのではないかと思います。

(唐沢会長)

はい。よろしゅうごさいますか。

(倉橋委員)

いずれにしましても今後そういう省令ができまして、今回の法によって設けられてこの パンフレットにありますように、守られる建物が出てくるという可能性があるってことで すね。はい。ありがとうございました。

(唐沢会長)

はい、小坂委員。

(小坂委員)

問題提起だけちょっとしたいと思うんですが、長野県の自主条例が県議会に出て否決という形になったんですね。

(唐沢会長)

否決じゃない。

(小坂会長)

否決じゃなくて、継続審査ですね。失礼しました。景観審議会としては真摯にこれを論議されましてね、そして答申したという経過がありますね。その時も景観緑三法が国で今協議をしていると、そしてこれが平成16年の6月に国会を通過する予定というような状況がありまして、これを十分やっぱし見極めて進めるべきじゃないか、と申し上げたんですけれども、そういう結果にならなかったんですけれども。ご案内のように、今説明のように景観緑三法が国会を通過して、いよいよ12月から施行するということになったわけですが、この景観緑三法の、分かりやすく私共解釈をすれば、まず権限の委譲が地方へ移

った、しかも市町村に移ったということが一つの大きな流れのような気がします。それか らこの中にはまず都市計画法の一部改正、それから基準法の改正、あるいはまた屋外広告 物法の見直しというものが入っているわけでして、今私共業界全国的にこう見ますと、こ の景観緑三法で決められた各県あるいは中核市以上の都市でずいぶん議論になっておりま して、さきほど事務局からお話しありましたようにいろいろ報告が出てきておったと思い ます。すでに兵庫県では(屋外広告物条例の改正が)県会を通過したというふうに聞いて おりますし、平成17年度中にはほとんどの、都道府県、中核市以上の関係の都市ではお そらく協議をされてこれを受け入れるというふうになってきているんじゃないかと思いま す。私共業界でも調査をしまして、意見交換をしておりますけれども、この中に資料に出 ていましたように景観計画の問題、地域指定の問題、そして今までお願いの景観条例だっ たけれども、今度中止させるとか、そういうことまでできるような、市町村の決め方によ ってできるということまでできるわけですね。要は罰則を付けてそしてしっかりやって違 反をなくしていこうとか、いろいろ変ってくるわけですが、今問題になったこの景観緑三 法を、これを受け入れてどのように条例として生かしていくのか、長野県の条例を含めて 見直ししていくのか、この方向について県はどのようにお考えなのか。私個人的には、や っぱし必要なものについては、ここで取組んでいただいて直すべきものは直していただい て、景観緑三法を取り入れて取り組みをいただくことが一つ大事だと思っているんです。

その一つの理由は、今回の改正の中に業界の育成というのが入っているんです。業界の 登録制という問題があるわけです。これは私共業界では悲願にしておりまして、もう何十 年という悲願がここで実現したわけであります。これは我々自身が違反をしないようなあ るいはまた、景観というものに意識を高めていかなければいけないとか、いろいろあるわ けですが、そういうものを我々が責任を負っていくっていう立場からは、当然登録制にな って責任と義務を果たしていくということも必要ではなかろうかと。ということで、私共 逆に規制が厳しくなって仕事がやりにくいということがあるわけですが、そういうことを 言っているよりも我々も一緒になって守っていこう、あるいは作っていこうということで、 この登録制というものを業界で取り組んで、国土交通省と随分折衝しまして今回受け入れ られました。そういう意味でもどうか一つまた受けていただければありがたい。そして今、 倉橋さんちょっとお話ししましたけれども、この間、11月21日の日本経済新聞ですが、 皆様ご覧になられたでしょうか。日経新聞に景観法で街並み保全という記事が載りました。 もう一つは条例改正に戸惑いも、とそれから私権の制限に抵抗感。こういう記事が見出し で大きく出ました。それから来月施行、建築差し止めも可能、いうようなことも出ており ました。今回の法改正を見ますと街並みとか建造物をどう保全していくかと、どう活用し ていくかと、いうところに非常に重点が置かれているような気がいたします。いろんなお 話しが出ておりますけれども、そういう面でこの長野県らしさというものを作っていくの は大事でありますが、多少時間はかけても、このことは取り組んで慎重を期していただき たい。今取り入れていきたいという市町村、都道府県は少ないと、アンケートででている、

戸惑いがある。これやっぱり私権の問題がありますね。それからそういうふうに運用したらいいのかからない、戸惑いがあるということをはっきり言っている。手元に記事がありますからご覧になってもらえばいいんですが、こういう今非常に大事な過渡期にあるという中で、ここですぐに条例を見直していく大きなテーマに取り組むことがいいかどうか、このへんをちょっとお聞きをして、そして私は個人的には問題点をやってから変えていただきたい、こんなふうにお願いしたいわけです。よろしくお願いします。

(唐沢会長)

事務局で。

(中澤企画幹兼景観係長)

今回の景観法と合わせまして、景観関連法というのが出ておりまして、それちょっと次 に説明しようと思ったんですがよろしいでしょうか。

(唐沢会長)

これあるんだったら、また後にしてください。もうちょっと発言していただきたいと思います。それで今小坂委員から言われました慎重になおかつ問題点を引き出しているいる検討しるという意見でございます。審議会としましても、これ一回や二回ではなくて相当時間をかけながら皆さんの意見を聴いてやっていかなきゃいけないなと思っておりますので、よろしくお願いします。それでは小松委員さんよろしくお願いします。

(小松委員)

いくつかお伺いしたいことがあるんですが、これは長野県が景観行政団体になるということで、話が進むということで考えてよいかどうかということですね。長野県が景観行政団体になったとして、景観計画を作れるんですが、その景観計画の範囲が想定されているのは、全県が景観計画に入ってしまうのか、あるいはある程度の場所だけ指定していく形になるのか、つまり場所、場所でなっていって残りは長野県景観条例、長野県の独自の条例みたいなもので埋めるという形を想定されて考えられているのかということですね。つまり、景観計画がもし全県になったとすれば、長野県全域で届出を全部県にしなくちゃならなくなるわけですよね。建物から樹木から全部を県にいって知事の判断を得なければならないし、県は何日か以内に全部答えを言わなければならないと、市町村に移管されれば市町村でいいわけですが、市町村が別に景観計画をたてることができるということになりますが、そうすると、統一ではなくてばらばらになってしまうということが恐れられるわけです。

また、そういった点であと、景観地区が制定されるという形になってくると市町村がそれをどういうふうに活用するかということが始めて検討できることになるわけですし、もしその一番最初の問題に戻るわけですが長野県が景観行政団体になれば、景観の審議会ですかそれは長野県に一個できるという形になるわけで、その審議会は年がら年中開いてやってないとそれこそ長野中のものをやらなければいけないわけですので、大変になってしまうと思います。そこで他の都道府県では市町村単位でそれをやってもらわなければ、と

ても全県一つでは背負いきれないんじゃないか、いうふうに考えるわけで。その辺どう私たちはこれから考えていったらよいのか、長野県を全体として一つのイメージを作るという点で私たちは、長野県独自の条例を作る、その中にそれぞれの市町村がそれぞれの範囲でもって景観行政団体となって、それぞれが景観計画を立ててその中で景観審議会をそれぞれが作っていくのか、そういう大まかなアウトラインが全くこれから私たちが議論をすればいいのか、あるいは長野県としてある程度意図があってやっているのか、これについてはどうなんでしょうか。

(中澤企画幹兼景観係長)

今小松委員さんおっしゃったことは、実は一番私共悩んでいるところでございまして、 最初の景観法の枠組みで述べたところですが、どうも法律を読むと景観計画の区域という のは長野県全体は想定されていないような仕組みになっていると思われるんです。一方長 野県がこれまで培ってきた景観条例は全域を対象にしていまして、その中で大規模行為と いうのは全て出てきている。重点地域ではさらに厳しいハードルでできていると。そうい うところで、今度は景観区域だけやるとこれまでのところが全く白地のような形になって きてしまうということで、そういう問題もあるわけでして、これからおそらく国の方で運 用方針が出てくるんじゃないかと思うんですが、私共お聴きしている範囲では、先ほど一 例として申し上げたんですが、県下を一つの区域として、区域の中にいくつかを特徴ある 地域というような言い方をしているんで、今の長野県の景観計画というのは全体の枠組み を作るような計画、それはちょっと薄まっちゃうんですが、その中に重点地域のような計 画が、新たな重点地域も入るんですが、この地域はというものも入ったり、そういうもの が相まって複数の区域をまとめて計画を作ることもできますよという言い方もしています ので、そこらへんも見定めて、できるだけ今やってきたものをある程度引き継いでいけな いか、これまでの水準を落すのはどうかなという思いもあるもので、そんなこともできる かなと思っています。一方それだと景観法はどうも使いづらいんじゃないかというご意見 もあろうかと思うんです。その辺は、また次回に運用方針、運用方針が出ましたら委員さ んの方にまたお送りさせていただきたいと思うんですが、それを見てこんなあり方もある のではないかとか、次回議論を深めていただきながらと思います。今は、できたら前のも のも引き継いでいけるようにしたらどうかなと内部では考えているところですが。

(小松委員)

分りました。私、諏訪で景観条例を作ろうとしたときに、全く省令が出てこないものですから、具体的にどういうふうにできるものなのか、じゃあ長野県が全体として景観計画を作ってしまったとすれば諏訪市で作っても仕方なくなるわけですよね。そういう点で現実に運営がどうなってくるかということが出てこないと非常に難しい点があります。例えば樹木一つにとっても、当該樹木というのは長野県で県として決めるわけですから、それを切っていいかどうかも県にお伺いをたてなければならない、という形になってしまうわけです。それでは、飯田の人がいちいち相談できるかというと、これは非常に大変になる

し、地方事務所で代行するということも可能なのかも知れませんけれども、そういった点では私はこれまでの長野県の流れというものを考えたときには、長野県一つとしてある程度こういう方向性で景観を作っていきたいという方向性のある条例みたいなものは、必要ではないかな。それをしないと各市町村で景観計画を作っていくときに、現実には計画ができないわけですね。こういう方向があるというときに、初めて各市町村で方向性のある景観計画ができるわけですから。それができてこないと、景観地区を指定したときにどういう町にしたいかという議論まで下りてきてしまうということになって、技術的に施行しようと思ったときに私たちが苦慮したわけなんです。

従ってその辺を踏まえて、私としたらできたら長野県全体でも、こういう美しい長野県にしたいというものだけは国に提示していく、あるいは長野県民に提示していくということは非常に大切なことだと思っております。それでできたら各地域に景観審議会が、市町村単位くらいまでに落として、そこでそれぞれの地区でもってすみやかに判断してこの地区にはこういうものが必要なんだということを判断できることが必要だと思いますし、そこに初めて前この審議会から答申されたアドバイザーがいれば非常に有効な役割りを果たしてくれる、つまり長野県全体を概念として統一していくという点ではアドバイザー有効な役割りをするかも知れませんし、そういった点も踏まえてこれから是非いい形で審議していきたいと思います。以上です。

(唐沢会長)

はい、ありがとうございました。それでは滝澤委員さん。

(滝澤委員)

景観のことを考えていくとですね、うまく言えないんですけれども、はからずもこのパ ンフレットの街並みのイメージっていうところに、高山市の三之町が出ているんですけれ ども、これがなぜ街並みのイメージなんだというか、これ観光地だと、いわゆる観光客相 手に作っている商店街っていうか、そういう意味での街並みなんですけれども、いわゆる そのさきほどから、人っていうか生活っていう部分で、かなり断片的な部分でしかないん ですけれども、景観を考えていく時には地域に住んでいる人たちが誇りとか、おらが街は いいんだぞとか、例えば長野県は他よりはいいんだと他に自慢したいんだと、いわゆる一 般的に考えるとそういうことになってくるんじゃないかと思うんですが。ただ、やっぱり 社会というか構造的にもですね、あの文化の流通がなくて例えば飛騨高山なんかの場合に は雪がたくさん降ってきたもんですから、地域の交流がなくてですね、独自の文化ができ ていったわけですね。独自の文化ってのは雪が降るから、ひさしを長く出さなきゃいけな いとか、腕木を出さなければ屋根が持たないとかそれが今も残って来ていて、それを皆さ んはすごくいい文化だ文化だってなってくるんですが、もっと突詰めていくと要は都会の 文化が入ってこれなかった地域としての遅れが存在していたのを、残っていたばっかりに いいいいと言われてしまうとですね、じゃあ今どうなってきているのかというと、高山に 住んでいる人たちはそんなにすごく誇りになんか思っていなくって、買物っていえばどっ

か富山かどこかへ行っちゃって、高山市内で買うことは非常に少ないとか、で古い街並みっていうと何か観光客が入場料を払わなくても歩ける町っていう感じになってきているわけなんですが、ただそうは言っても長野県に比べたら、例えば古川の人たちは、古川の酒じゃなかったら俺達は飲まないみたいな、隣の高山市で作った酒は料理にしか使わないっていうくらいの勢いの町だったりしてですね、すごく地区のコミュニケーションというのは未だに根強い。だから祭りも残ってきているわけなんですが。一部観光的になってきていますね。それを考えていきますと、今の文化の流通と景観を育てていくということは矛盾しているということがすごくあるんじゃないかと、もう一歩踏み込んだところで考えていかなければいけないんじゃないかと常々考えているんですが。

ちょっと話が長くなりましたけれど、昨年から私も景観審議委員として参加させていた だいて、説明を聞いて何のことかなと思ったんですけれども、国の施策を考えていくと、 景観法がこういうふうに出てくるということは、随分前から多分頭のいい方達は新聞紙上 に出る前に、こういうふうに国の施策が変ってくるということは既にご存知のことと思う んですね。昨年ああいうようなことを景観審議会の中で皆さんで喧々諤々みたいなことを させていただいて、もっと市町村に戻って考えると市町村の景観担当というか、実務を担 当している方は2年か3年はかなり混乱するなって思うんですよ。昨年私たちが話してい る内容のところで、市町村の人たちはどうやって調整をとればいいのか全然分らないんだ よっていう生の声を私何人もの方から聞いております。結論的には国の形のもの、景観法 の流れのところでこういうふうにしていきますというのが、今回出てきたわけなんですが。 でまあ、ここで申し上げておきたかったのは、前回も私申し上げたんですけれども、実際 に携わっている市町村の方々のところにもう少し考えてですね、ちょっとかわいそうなこ とをしたんじゃないかなと思います。それと計画地区の決め方においてですね、単に表面 づらで見ていくっていうことではなくてですね、建築だ何だ、やれ何だといういことでは なく、もっと生活者に根付いたところでですね、景観ていう部分のところは人がいてそれ で文化がなしえて、景観が出来上がってきてるという、そこのところで切り口を人という ところでもう少し切っていただいて、その人が作ってきたものの視点で見ていくことは大 事かと思うんですけれども、人というところで切っていただいて、この次の長野県の景観 の方向性をもう少ししっかりとやっていってほしいなと思っております。

(唐沢会長)

はい、ありがとうございました。それでは、藤居委員さん。

(藤居委員)

私も今までお話しが出ましたと同様なんですが、景観行政団体はお話では長野市だけ、それ以外は長野県がというお話しでしたんで、この部分のお話では長野市が計画をつくるんだったら、そこはそのままお任せしますと、それ以外のところは県が策定します、というお話しなんですが、そうしたときにその関係といいますかね、整合性みたいなところを危惧する部分です。で景観計画の区域の指定みたいな話になってきますと、長野県は、都

市計画区域の指定をしているんですけれども、それと同様な話にもっていってしまうと、ちょっと難しいかなと。というのは、長野県は都市地域以外のところが多いわけですので、農山村の方が多いわけですので、この部分を含めて全県指定みたいなことまでもっていくのは難しいかなと、難しいというか議論する中身が難しいかなという気がしているんです。もう一つ景観地区という話がでると、従来の風致地区の代わりに景観地区を指定するみたいな話になってしまうと、ちょっと問題で、そういう形で指定していったらいいかということと、見直しを含めて、の問題があるかなと。それから従来の重点地区という形のものとどういう関係を持たせればいいのかという話しを気にしております。

それでですね先ほどからお話しが出ておりますように、景観計画区域、これ全県を対象としたような区域になるというお話しと、生活者、その地域の風土、歴史、地形とか地勢とかあるいは文化というものに根付いているわけですので、そういう地域自体を広く、あるいは深く調査していかなければいけないんじゃないかなという気がしております。

(唐沢会長)

ありがとうございました。全体の皆さん方の意見を聞いたんですが、特にありましたら お願いします。はいどうぞ。

(樋口委員)

ポイントが二つあるんじゃないかと思うんですが、一つは県の計画といった場合ですね、 どの程度の内容をもった計画にするかということだと思うんです。今までの景観計画って いうのは、さきほどこの最後の方でいくつかのゾーニングを分けているんですが、そのゾ ーニングに合った形でのコントロールをやっているわけではないんですよね。要するにあ る高さとかボリュームとかですね、そういうものについてある一律の基準でコントロール しているわけなんですよね。ですから、その程度のものをやるのであると、それが最大の 欠点であったわけですね。前の条例の。それ見直そうということで、そのため審議会は新 しいものを考えるといったと思うんですけれども。要するに欠陥があるわけです。でその 程度のもので、一律ものを考えていこうとしているのかってことなんです。そうするとあ まり意味がないんではないかと。そうではなくて、ゾーンをいくつか分けました、でその 分けたゾーンの中をさらにまたいくつかに分けていますね。で実際それくらいしないと、 さっき藤居さんおっしゃったようなね、その地域の本当の景観の特徴ってのは把握できな い。でそのなかでどのようなコントロールをやっていったらいいかってことを考えなけれ ばいけない。これはここでできるのか、っていう問題があると思うんですね。まず不可能 ではないかと思います。じゃあ県としては何をやったらいいのかってことなんですが、こ の景観法でいっている景観計画ではなくて、もっと上のレベルの景観基本計画とかですね、 こういうふうなものを例えばつくる方がいいのではないのかなと私は思う。これは景観法 の中では位置付けてないんですね。基本計画っていうのは。都市計画の中にはマスタープ ランがありますよね。それに相当するものは景観でも必要なんじゃないかと、私国土交通 省にそういう意見を述べたわけですけれども、それはできるだけ多くの市民というか県民 が参加した形で作っていく。都市計画マスタープランは住民参加ですよね。それくらいのことも景観についてもやらなきゃいけないと、なんてふうに思っています。県の計画はどのレベルのものを考えていこうとしているのかですね。どれが好ましいのかということを議論する必要がある。それが一点です。

それからもう一点は誰が計画を策定するのかってその辺にかかわるんですね。ですからすべてについて地域住民の立場に立って考えていくのが基本ではないかと思うんですけれども、この審議会で考えていくとなかなかそれは難しいのではないかと思うんですよね。そういう意味で景観計画においても難しさがある。ここで何をやったらいいんだろう、と。議論する必要がある。

長野県の場合には幸か不幸かすでに全県の条例があるんですよね。その中ですからどうしても県としてもやはりその条例を生かして、いいところもありますから残していきたいという欲求もあるわけで、そうするとじゃどの程度まで景観計画を県がフォローしていけるのか、という問題がある。いままでのではだめでレベルを上げなければならないですから、それは可能かって問題。で県のなかで条例がないところははっきり割りきっていまして、基本計画だけ県はやりますと、ビジョンだけでとどめて、あとはとにかく自治体にやれやれと、要するに奨励策をやると、こういう、今、私、山口県にも関係しているんですが、山口県はその方式でやりたいと。今まで条例がなかったもんですから。ともかくそういう形で行こうとしているんですね。そういう意味で長野県としてどういうやり方をとったらいいのか、と一番好ましいやり方を決めたほうがいいんじゃないかと思うんですね。そうでなくてこのまま計画を策定することをこの審議会で突っ込んでいくということにちょっと危惧するところもあるんですね。ちょっと対応できないんじゃないかと思うんですね。

(唐沢会長)

はい、ありがとうございました。それではだいたい、景観委任条例の方向、あるいは景観計画につきまして皆さんのお考えをお聞きしたり、前半でご説明したことについてですね、疑問点を出していただいて、段々理解を深めてまいってきたところだと思いますけれども。最後に樋口委員さんからご提言いただきましたその景観計画のですね、作成方法も確かにあると私思います。ですから計画でいいのか、あるいは基本計画でやってあくまで誘導策にしていくのか、という問題もございます。

ただこれ15人で議論していくのがいいかという問題もございまして、前回の時もですね、委員さんの中からもお入りいただいたり、専門委員会を作ってやった思うんですけれどもね。まそういう形がいいのか、あるいは県側が積極的にどんどんご提案をいただいて、我々に審議をさせるのがいいのか、これはまあもろもろあると思います。なるほど先生が言われるように、だれがこれを作るのかという問題は非常に大切な問題ですし、非常にこれ難しい、というよりも輻そうした問題なんですね。景観計画があり、それで県の条例や計画があり、市町村なり NPO の現地の実施主体かな、あるということで輻そうしてくると

思うんです。長野県の景観計画、そしてまた条例をどういうふうに定めていくという基本 策定をしなければなかなか私は前に進まないと思うんですよ。で県の人はこれ、そういう ことに対するお考えはまだ明確ではないんですね。

(中澤企画幹兼景観係長)

さきほどご説明の中で申し上げさせていただきましたが、私共この法をどのように使っていくかっていうことを迷っているといいますかね、なかなか思いと使い勝手が悪い点があって、最後に樋口先生おっしゃっていただいたそういう矛盾点があって、県全体の計画を作ると、もしかしたら基本計画だけになってしまうような懸念もある、そんな状況でして、いずれにしましても景観法の運用方針が政令、省令と合わせて出てまいりますので、そういうもの見て私たちもう少し研究を深めさせていただいて、また委員さんにお諮りをさせていただきたいと、こんなふうに考えています。

(唐沢会長)

それでは、今県の方からお話しございましたようにですね、これらにつきましては、次回にその問題について議論をして、それで審議に入りたいと思います。だいたい1月下旬から2月頃ですね。その間国の省令が出たり細則が出ますので。現段階ではその方向性についてやっぱり、出していただきたいと思います。それでは、他によろしゅうございますかね。時間が過ぎているわけですけれども、積極的にご発言頂きましてありがとうございました。

(3)その他

それではその他ということで、屋外広告物法の一部改正について事務局から説明いただ きたいと思います。

(中澤企画幹)

資料「屋外広告物法の一部改正に伴う対応について」説明

(唐沢会長)

何か特にご質問ありますか。よろしいですか。それでは他に何かありますか。はい、どうぞ。

(関委員)

景観計画についてですね、私はよく住民と接したり、先ほどのように写真を撮ったりしてですね、するときに景観論ではなくて現実の景観を自分の目の前にした時に、景観が良くなっていると感じることが極めて少ないですね。維持できればまだいい。放っておけば悪くなって当たり前という現実があって、私は景観という結果を生み出すための戦略っているのはたくさん必要だと思うんですが、その中で景観計画でも基本計画でもどのレベルでもいいんですが、そういうものが、予防していくための武器になると常に思っているんです。で武器がないために常に悔しい思いをすることがたくさんあるんですが、そういう意味でゆっくり時間をかけていいものを作るべきだ、とこれは全く否定しないんですけれ

ども、私の心の中には、そういう意味で焦りがいつもあるんです。ですからそういう面も どこかでお汲み取りを頂いて取り組んでいただければ。精神的な部分です。手続論ではな いんですけれども。お願いしたいなと、そういうふうに思います。

(唐沢会長)

ありがとうございました。先ほどからお話しのように、それぞれの市町村でも景観に対する意識は高まっていると思うんです。景観法が国会で論議されたり可決をされた段階でですね、それぞれの市町村でも作ろうという意欲はたくさんあると思うんですよ。県がこういう形でやるとなるとまた一方、もう少し待ってくれという形になっちゃうと、どんどんそっちの方に行っちゃうもんですから。スピードアップしながら、かつ慎重に進めて行かなきゃならないなと思っているわけであります。

他によろしゅうございますか。それでは随分時間も経過いたしましたので、今日の審議会は以上で終わりたいと思います。なお、先程申し上げたとおり、たくさん今日は、随分資料もありましたし、法の説明もありました。これらについて、十分私共研究をしながら次回以降内容について進めてまいりたいと思います。県の皆さんも大変でございますけれども、これらについてこれらについて提案されることを願っています。

それでは以上を持ちまして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(終了 午後3時50分)

議事録署名委	員		